

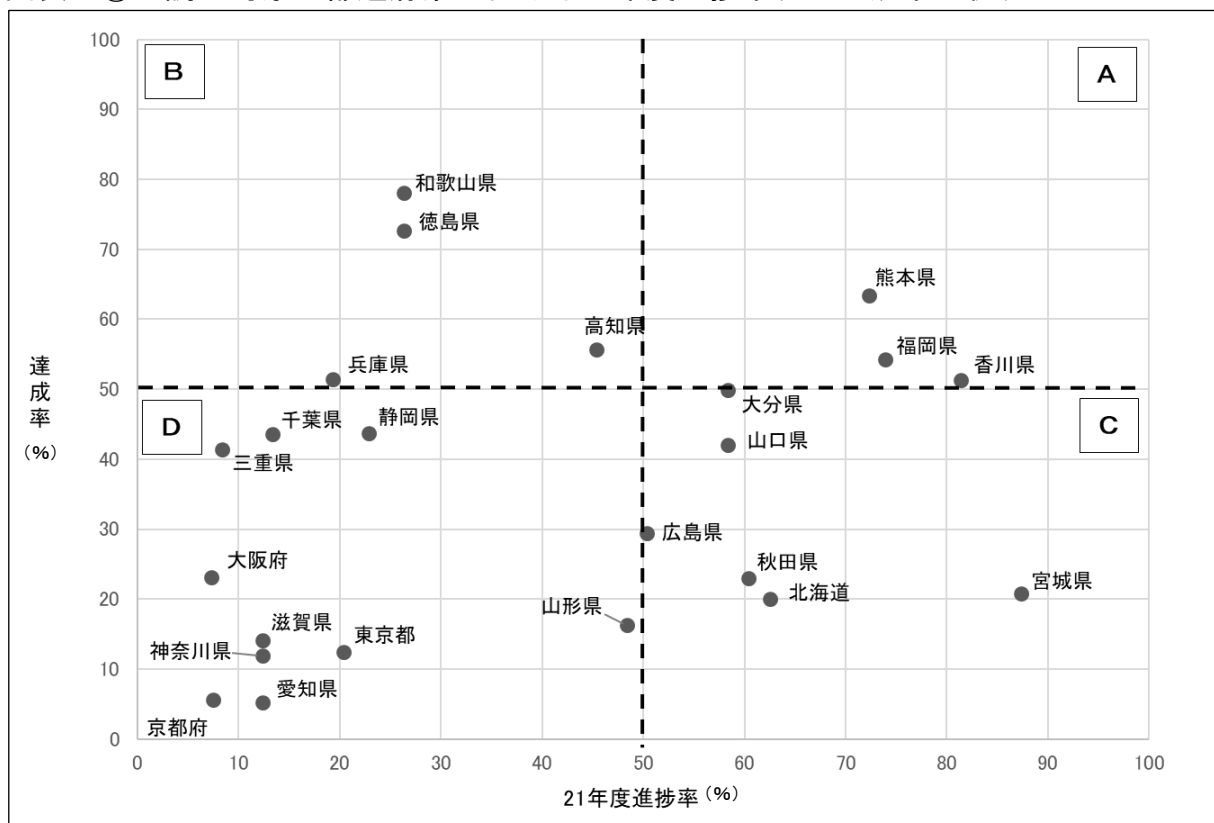
4 進捗率（平成21年度末時点）及び第6次国土調査事業十箇年計画期間中の達成率ごとの特徴

市町村等が行う地籍調査について、国は、各種の推進施策を講じているところであるが、前述2-(1)及び2-(2)のとおり、平成21年度末時点及び29年度末時点の進捗率並びに29年度末時点における第6次十箇年計画期間中の都道府県計画の成果目標の達成率（以下、本項目において「達成率」という。）をみると、都道府県ごとに大きな差がみられる。

そこで、平成21年度末時点の進捗率（以下、本項目において「21年度進捗率」という。）と達成率の高低の観点から、調査対象23都道府県を四つのグループに分類した。

各グループに含まれる都道府県は、図表4-①のとおり、21年度進捗率、達成率とも高い（21年度進捗率、達成率とも50%以上）グループ（A）が3県（香川県、福岡県、熊本県）、21年度進捗率が低く、達成率が高い（21年度進捗率が50%未満、達成率が50%以上）グループ（B）が4県（兵庫県、和歌山県、徳島県、高知県）、21年度進捗率が高く、達成率が低い（21年度進捗率が50%以上、達成率が50%未満）グループ（C）が6道県（北海道、宮城県、秋田県、広島県、山口県、大分県）、21年度進捗率、達成率とも低い（21年度進捗率、達成率とも50%未満）グループ（D）が10都府県（山形県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府）となっている。

図表4-① 調査対象23都道府県における21年度進捗率及び達成率の状況



(個別データ)		(単位：%)		
区分	21年度進捗率及び達成率の状況	都道府県名	21年度進捗率	達成率
A	21年度進捗率、達成率とも高い(21年度進捗率、達成率とも50%以上)	香川県	81.4	51.3
		福岡県	74.0	54.2
		熊本県	72.4	63.4
B	21年度進捗率が低く、達成率が高い(21年度進捗率50%未満、達成率50%以上)	兵庫県	19.4	51.4
		和歌山県	26.4	78.0
		徳島県	26.4	72.6
		高知県	45.4	55.6
C	21年度進捗率が高く、達成率が低い(21年度進捗率50%以上、達成率50%未満)	北海道	62.6	20.0
		宮城県	87.4	20.7
		秋田県	60.4	22.9
		広島県	50.4	29.4
		山口県	58.4	42.0
		大分県	58.4	49.8
D	21年度進捗率、達成率とも低い(21年度進捗率、達成率とも50%未満)	山形県	48.4	16.3
		千葉県	13.4	43.5
		東京都	20.4	12.3
		神奈川県	12.4	11.9
		静岡県	22.9	43.6
		愛知県	12.4	5.2
		三重県	8.4	41.3
		滋賀県	12.4	14.1
		京都府	7.5	5.5
		大阪府	7.4	23.1

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

次に、グループごとに、①調査対象市町村における地籍調査の実施に係る市町村職員の意見、②都道府県ごとの未着手・休止市町村の割合、③国庫負担金の交付額(平成22年度から29年度の累積)、④都道府県全体の面積に占めるD I Dの面積の割合等、⑤都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合、⑥南海トラフ地震防災対策推進地域等への指定の状況、⑦調査対象市町村における個別の推進施策(後述6参照)の活用状況のほか、都道府県における地籍調査の実施地区の選定の考え方を調査したところ、以下のような状況がみられた。

① 調査対象市町村における地籍調査の実施に係る市町村職員の意見

調査対象市町村が地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として挙げている主な事項について、AからDのグループごとに、各事項を意見として挙げている市町村がグループごとの全市町村に占める割合をみると、図表4-②のとおり、Aグループでは、「市町村の財政上の制約」を挙げる市町村の割合が45.5%と、他のグループ（Bグループ：0%、Cグループ：4.8%、Dグループ：17.8%）に比べ、高くなっている一方、Bグループでは、「国庫負担金の交付額が要望額を下回っている」を挙げている市町村の割合が54.5%と、他のグループ（Aグループ：45.5%、Cグループ：38.1%、Dグループ：40.0%）に比べ、高くなっている。

また、Cグループでは、「作業の困難さ」を挙げる市町村の割合が66.7%と、他のグループ（Aグループ：36.4%、Bグループ：54.5%、Dグループ：44.4%）に比べ、高くなっている。

図表4-② 地籍調査の実施に係る市町村職員の意見（主なもの）

（単位：％）

区分	予算上の制約			人員上の制約			作業の困難さ			
	国庫負担金の交付額が要望額を下回っている	市町村の財政上の制約	人員体制の不足	地籍調査に係る業務のノウハウを持った職員等の不足	土地所有者等の所在の確認	一筆地調査における土地所有者等の立会い	土地所有者等による筆界の確認			
A 【3】 (11)	63.6	45.5	45.5	9.1	9.1	0.0	36.4	18.2	27.3	9.1
B 【4】 (22)	54.5	54.5	0.0	31.8	27.3	4.5	54.5	31.8	36.4	13.6
C 【6】 (21)	42.9	38.1	4.8	23.8	19.0	4.8	66.7	33.3	52.4	23.8
D 【10】 (45)	46.7	40.0	17.8	26.7	22.2	4.4	44.4	24.4	17.8	20.0
全体 【23】 (99)	49.5	43.4	14.1	25.3	21.2	4.0	50.5	27.3	30.3	18.2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象104市町村のうち、平成29年度末時点で地籍調査に未着手又は休止中の5市町村を除く99市町村について記載している。

3 図表3-(1)-③を基に作成している。

4 表中【 】は、グループごとの都道府県数、()はグループごとの市町村数を示す。

5 区分ごとに()に占める割合を記載している。

② 都道府県ごとの未着手・休止市町村の割合

調査対象23都道府県について、地籍調査を完了した市町村を除く全市町村に占める未着手・休止市町村の割合をみると、図表4-③のとおり、Dグループでは、当該グループに含まれる10都道府県の半数を占める5府県（山形県、千葉県、愛知県、京都府、大阪府）において、未着手・休止市町村の割合が50%以上となっているのに対し、Aグループ及びBグループでは、未着手・休止市町村の割合が50%以上の都道府県はみられなかった。

また、Cグループについては、当該グループに含まれる6都道府県のうち、北海道及び宮城県において未着手・休止市町村の割合が50%以上となっている。

図表4-③ 都道府県ごとの未着手・休止市町村の割合

(単位：市町村、%)

区分	都道府県名	地籍調査を完了した市町村を除く全市町村数(29年度) (a)	未着手・休止市町村数			未着手・休止市町村の割合 (b/a)
			平成21年度	29年度 (b)	増減	
A	香川県	10	7	0	▲ 7	0.0
	福岡県	24	11	5	▲ 6	20.8
	熊本県	15	1	2	1	13.3
B	兵庫県	41	3	7	4	17.1
	和歌山県	26	1	0	▲ 1	0.0
	徳島県	21	9	3	▲ 6	14.3
	高知県	27	1	0	▲ 1	0.0
C	北海道	113	104	91	▲ 13	80.5
	宮城県	9	3	5	2	55.6
	秋田県	18	6	5	▲ 1	27.8
	広島県	21	5	5	0	23.8
	山口県	10	0	0	0	0.0
	大分県	13	3	0	▲ 3	0.0
D	山形県	25	15	13	▲ 2	52.0
	千葉県	51	41	32	▲ 9	62.7
	東京都	54	22	13	▲ 9	24.1
	神奈川県	32	19	7	▲ 12	21.9
	静岡県	31	11	4	▲ 7	12.9
	愛知県	54	52	43	▲ 9	79.6
	三重県	29	11	4	▲ 7	13.8
	滋賀県	19	8	1	▲ 7	5.3
	京都府	25	24	14	▲ 10	56.0
	大阪府	43	23	24	1	55.8

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

③ 国庫負担金の交付額（平成22年度から29年度の累積）

調査対象23都道府県について、平成22年度から29年度の国庫負担金の交付額の累積をみると、図表4-④のとおり、Aグループの平均が27.9億円、Cグループの平均が18.9億円、Dグループの平均が12.8億円であるのに対し、Bグループの平均は71.3億円となっており、他のグループに比べ、高くなっている。

なお、Bグループに含まれる都道府県では、南海トラフ地震等による津波浸水想定区域における地籍調査（和歌山県、徳島県、高知県）、又は公共事業と連携した地籍調査（兵庫県）を積極的に推進している状況がみられた。

図表4-④ 国庫負担金の交付額（平成22年度から29年度の累積）

（単位：百万円）

区分	都道府県名	国庫負担金の交付額	
		都道府県別	区分別平均
A	香川県	1,106	2,787
	福岡県	2,295	
	熊本県	4,961	
B	兵庫県	6,354	7,131
	和歌山県	10,599	
	徳島県	4,640	
	高知県	6,932	
C	北海道	2,274	1,885
	宮城県	422	
	秋田県	1,008	
	広島県	2,189	
	山口県	2,274	
	大分県	3,143	
D	山形県	1,221	1,281
	千葉県	2,905	
	東京都	2,595	
	神奈川県	953	
	静岡県	2,149	
	愛知県	411	
	三重県	1,175	
	滋賀県	544	
	京都府	353	
	大阪府	506	

（注）国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

④ 都道府県全体の面積に占めるD I Dの面積の割合等

調査対象23都道府県について、都道府県全体の面積に占めるD I Dの面積の割合をみると、図表4-⑤のとおり、調査対象23都道府県のうち都道府県全体の面積に占めるD I Dの面積の割合が10%を超えるものは6都府県（福岡県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）であり、このうち福岡県を除く5都府県がDグループに含まれている。

また、都道府県全体の人口に占めるD I Dの人口の割合については、調査対象23都道府県の中で同割合が高い上位5都府県（兵庫県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府）のうち、兵庫県を除く4都府県がDグループに含まれており、これら4都府県では、都府県全体の人口に占めるD I Dの人口の割合が8割を超えている。

⑤ 都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合

調査対象23都道府県について、都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合をみると、図表4-⑤のとおり、Bグループでは、4県（兵庫県、和歌山県、徳島県、高知県）全てで、都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合が50%以上となっている。

また、Cグループでは、都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合が50%以上のものが6都道府県中3県（広島県、山口県、大分県）あり、このうち、山口県では、山林部に公図が存在しないため、大分県では、中山間地で土地所有者等の高齢化が進むことにより、土地所有者等の立会いが困難になるため、当該地域の地籍調査を優先する方針としている。

さらに、秋田県では、過疎化が進行しており、土地の筆界情報は、年配者の記憶に頼らざるを得ないことから、林地の優先度が高いとしている。

図表4-⑤ 都道府県全体の面積に占めるD I D及び私有林の面積の割合等

(単位：％、位)

区分	都道府県	都道府県全体の面積に 占めるD I Dの面積の 割合【順位】	都道府県全体の人口に 占めるD I Dの人口の 割合【順位】	都道府県全体の面積に 占める私有林の面積の 割合【順位】
A	香川県	4.1【10】	32.6【23】	35.9【12】
	福岡県	11.4【6】	72.4【9】	33.8【15】
	熊本県	2.1【16】	47.8【15】	43.4【11】
B	兵庫県	6.9【7】	77.7【5】	51.3【9】
	和歌山県	1.8【18】	37.2【20】	65.3【1】
	徳島県	1.3【19】	32.7【22】	61.4【3】
	高知県	0.8【22】	43.5【18】	57.5【4】
C	北海道	1.0【21】	75.2【7】	18.1【23】
	宮城県	3.5【12】	64.1【11】	29.3【16】
	秋田県	0.7【23】	35.0【21】	29.1【17】
	広島県	3.6【11】	64.5【10】	57.2【5】
	山口県	3.4【13】	49.2【14】	56.5【6】
	大分県	1.9【17】	47.2【16】	55.3【7】
D	山形県	1.2【20】	43.7【17】	27.6【18】
	千葉県	12.5【5】	74.3【8】	27.0【20】
	東京都	49.4【1】	98.4【1】	22.1【21】
	神奈川県	39.2【3】	94.4【3】	20.9【22】
	静岡県	5.5【9】	59.9【12】	45.0【10】
	愛知県	18.0【4】	77.5【6】	35.0【14】
	三重県	3.3【14】	43.5【18】	52.9【8】
	滋賀県	2.8【15】	49.7【13】	35.3【13】
	京都府	5.7【8】	83.6【4】	62.2【2】
	大阪府	47.6【2】	95.7【2】	27.4【19】

(注) 平成27年国勢調査及び2015年農林業センサスを基に、当省が作成した。

⑥ 南海トラフ地震防災対策推進地域等への指定の状況

調査対象23都道府県について、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域への指定の状況をみると、図表4-⑥のとおり、都道府県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域に指定されている（以下、本項目において「全域指定」という。）ものが11都道府県あり、Bグループでは4都道府県中3都道府県（75.0%）、Dグループでは10都道府県中7都道府県（70.0%）が全域指定となっている。これに対し、Aグループでは3都道府県中1都道府県（33.3%）となっており、Cグループでは全域指定となっている都道府県はみられない。

また、Dグループについては、全域指定となっている7都道府県のうち5都道府県において、平成29年度末時点の進捗率は20%未満となっている。

図表4-⑥ 南海トラフ地震防災対策推進地域等への指定の状況

(単位：％、市町村)

区分	都道府県名	29年度末時点の進捗率	南海トラフ地震防災対策推進地域等への指定の状況		全域指定されている都道府県の割合
			南海トラフ地震防災対策推進地域	首都直下地震緊急対策区域	
A	香川県	84.6	全域指定	指定なし	33.3
	福岡県	75.4	一部指定 (6)	指定なし	
	熊本県	83.1	一部指定 (10)	指定なし	
B	兵庫県	25.8	一部指定 (24)	指定なし	75.0
	和歌山県	43.5	全域指定	指定なし	
	徳島県	37.5	全域指定	指定なし	
	高知県	55.6	全域指定	指定なし	
C	北海道	63.5	指定なし	指定なし	0.0
	宮城県	88.6	指定なし	指定なし	
	秋田県	60.9	指定なし	指定なし	
	広島県	53.4	一部指定 (17)	指定なし	
	山口県	62.4	一部指定 (15)	指定なし	
	大分県	62.2	一部指定 (16)	指定なし	
D	山形県	48.8	指定なし	指定なし	70.0
	千葉県	15.2	一部指定 (18)	全域指定	
	東京都	22.9	一部指定 (9)	全域指定	
	神奈川県	13.8	一部指定 (27)	全域指定	
	静岡県	25.0	全域指定	一部指定 (18)	
	愛知県	13.5	全域指定	指定なし	
	三重県	10.0	全域指定	指定なし	
	滋賀県	14.2	全域指定	指定なし	
	京都府	8.3	一部指定 (18)	指定なし	
	大阪府	10.5	一部指定 (42)	指定なし	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「南海トラフ地震防災対策推進地域等への指定の状況」欄の()は、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域に指定されている市町村の数を示す。

3 「全域指定されている都道府県の割合」欄は、グループごとに、都道府県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域に指定されている都道府県の数が、全体の都道府県数に占める割合を示す。

⑦ 調査対象市町村における個別の推進施策の活用状況

調査対象市町村における個別の推進施策の活用状況について、AからDのグループごとに、各推進施策を活用した実績がある市町村がグループごとの全市町村に占める割合をみると、図表4-⑦のとおり、都市部官民境界基本調査を活用した実績がある市町村の割合は、Aグループが25.0%、Bグループが22.7%、Cグループが30.4%であるのに対し、Dグループは61.7%と、他のグループに比べ、高くなっている。

また、平成25年度以降に土地所有者等の立会いの弾力化措置（準則第30条第3項）の活用実績がある市町村の割合は、Bグループが22.7%、Cグループが21.7%、Dグループが29.8%であるのに対し、Aグループは50.0%と、他のグループに比べ、高くなっている。

図表4-⑦ 調査対象市町村における個別の推進施策の活用状況

(単位：%、市町村)

区分	都市部官民境界基本調査の活用市町村の割合	山村境界基本調査の活用市町村の割合	平成25年度以降の包括委託の活用市町村の割合	平成25年度以降に土地所有者等の立会いの弾力化措置（準則第30条第3項）の活用実績がある市町村の割合
A 【3】 (12)	25.0 <3>	8.3 <1>	8.3 <1>	50.0 <6>
B 【4】 (22)	22.7 <5>	9.1 <2>	31.8 <7>	22.7 <5>
C 【6】 (23)	30.4 <7>	8.7 <2>	21.7 <5>	21.7 <5>
D 【10】 (47)	61.7 <29>	6.4 <3>	36.2 <17>	29.8 <14>
全体 【23】 (104)	42.3 <44>	7.7 <8>	28.8 <30>	28.8 <30>

(注) 1 「都市部官民境界基本調査の活用市町村の割合」、「山村境界基本調査の活用市町村の割合」及び「平成25年度以降の包括委託の活用市町村の割合」は、国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 「平成25年度以降に土地所有者等の立会いの弾力化措置（準則第30条第3項）の活用実績がある市町村の割合」は、当省の調査結果による。

3 各推進施策の活用状況の詳細は、後述6参照

4 表中【 】はグループごとの都道府県数、()はグループごとの市町村数を示す。

5 表中< >は、活用市町村数を示す。

上記①から⑦を踏まえ、各グループの特徴を整理すると、図表4-⑧のとおりとなる。

図表4-⑧ 21年度進捗率及び達成率の高低によるグループごとの特徴

区分	21年度進捗率及び達成率の状況	特徴
A 【3】 (12)	21年度進捗率、達成率とも高い (21年度進捗率、達成率とも50%以上)	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象市町村における地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、「市町村の財政上の制約」を挙げる市町村の割合が高い(Aグループ:45.5%、Bグループ:0%、Cグループ:4.8%、Dグループ:17.8%) 平成25年度以降に土地所有者等の立会の弾力化措置(準則第30条第3項)の活用実績がある市町村の割合が高い(Aグループ:50.0%、Bグループ:22.7%、Cグループ:21.7%、Dグループ:28.8%)
B 【4】 (22)	21年度進捗率が低く、達成率が高い(21年度進捗率50%未満、達成率50%以上)	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象市町村における地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、「国庫負担金の交付額が要望額を下回っている」を挙げる市町村の割合が高い(Bグループ:54.5%、Aグループ:45.5%、Cグループ:38.1%、Dグループ:40.0%) 都道府県に対する国庫負担金の交付額(平成22年度から29年度の累積)が高い(Bグループの平均:7,131百万円、Aグループ:2,787百万円、Cグループ:1,885百万円、Dグループ:1,281百万円) 4都道府県全てで、都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合が高い(50%以上) 南海トラフ地震防災対策推進地域等への指定について、全域指定の都道府県の割合が高い(Bグループ:75.0%、Aグループ:33.3%、Cグループ:0%、Dグループ:70.0%) 南海トラフ地震等による津波浸水想定区域における地籍調査(和歌山県、徳島県、高知県)、又は公共事業と連携した地籍調査(兵庫県)を積極的に推進
C 【6】 (23)	21年度進捗率が高く、達成率が低い(21年度進捗率50%以上、達成率50%未満)	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象市町村における地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、「作業の困難さ」を挙げる市町村の割合が高い(Cグループ:66.7%、Aグループ:36.4%、Bグループ:54.5%、Dグループ:44.4%) 都道府県全体の面積に占める私有林の面積の割合が高い(50%以上)ものが3県(広島県、山口県、大分県)。このうち、山口県では、山林部に公図が存在しないため、大

		<p>分県では、中山間地で土地所有者等の高齢化が進むことにより、土地所有者等の立会いが困難になるため、当該地域の地籍調査を優先する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田県では、「過疎化が進行しており、土地の筆界情報は、年配者の記憶に頼らざるを得ないことから、林地の優先度が高い」としている 北海道及び宮城県では、未着手・休止市町村の割合が高い(地籍調査を完了した市町村を除く全市町村に占める未着手・休止市町村の割合が50%以上)
D 【10】 (47)	21年度進捗率、達成率とも低い (21年度進捗率、達成率とも50%未満)	<ul style="list-style-type: none"> 未着手・休止市町村の割合が高い(10都道府県のうち5都道府県(50%)において、地籍調査を完了した市町村を除く全市町村に占める未着手・休止市町村の割合が50%以上) 都道府県全体の面積に占めるD I Dの面積の割合が高い都道府県が多い(調査対象23都道府県のうち同割合が10%を超えるものは6都道府県で、このうち5都道府県がDグループ。また、これらの都道府県では、都道府県の人口に占めるD I Dの人口の割合も高い) 南海トラフ地震防災対策推進地域等への指定について、全域指定の都道府県の割合がBグループに次いで高く(Bグループ:75.0%、Aグループ:33.3%、Cグループ:0%、Dグループ:70.0%)、全域指定されている7都道府県のうち5都道府県において、平成29年度末時点の進捗率が20%未満 都市部官民境界基本調査を活用した実績がある市町村の割合が高い(Dグループ:61.7%、Aグループ:25.0%、Bグループ:22.7%、Cグループ:30.4%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中【 】は、グループごとの都道府県数、()はグループごとの市町村数を示す。